平成２５年（フ）第９６２号
北海道石狩市花川南９条２丁目283番地
破産者　株式会社道央エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４号
群馬県高崎市新後閑町４番２号
破産者　株式会社ロマックスＩＮＣ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８７９号
千葉県八街市八街は11番地63
破産者　有限会社シーアンドティ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８８０号
千葉県東金市日吉台６丁目20―３
破産者　三宅　孝雄
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２号
東京都小平市小川西町４丁目23番５―101号
破産者　齋藤　良夫
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９１号
名古屋市中区栄１丁目22番16号　ミナミ栄ビル508号室
破産者　ムネ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８７号
名古屋市中川区大当郎３丁目1711番地１
破産者　有限会社エス・エス設備
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６８号
名古屋市中区栄１丁目21番31号　ダイアパレス白川公園805号
破産者　株式会社エーシーエム
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５１号
広島市安佐南区大塚西３丁目12―17―７
破産者　有限会社ＡＭＳ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９７号
香川県高松市古新町７番地８サンライトマンション409
破産者　青木　　晃
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
北海道旭川市５条通８丁目1703番地37
破産者　株式会社リヨン
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
秋田市東通１丁目26番14号
破産者　有限会社ウルブス
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４６号
横浜市戸塚区小雀町868番地
破産者　京浜道路株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０７号
岐阜県本巣市浅木262番地32、住民票上の住所岐阜県本巣市上真桑2258番地157
破産者　中島　健太
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９号
香川県高松市国分寺町新居1600番地５
破産者　株式会社Ａｂｅｙ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１号
熊本県山鹿市山鹿155番地６　セリーヌ弐番館106号
破産者　田上　穂積
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４２号
福島県郡山市堤下町１番27号
破産者　福栄商事株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８号
北九州市門司区大里東口３番７号
破産者　株式会社サンワ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０号
岩手県花巻市二枚橋第５地割６番地39、代表者住所福岡県大野城市筒井２丁目９番23―303号
破産者　株式会社ＨＭＴ
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１５号
群馬県桐生市浜松町１丁目８番２号、住民票上の住所埼玉県行田市谷郷１丁目13番17号
破産者　小林　陽子（旧姓田島）
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１０５６号
千葉県習志野市秋津２丁目４番３―805号、開始決定時の住所東京都昭島市つつじが丘２丁目７番23―1007号
破産者　坂本征四郎
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部